

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項
WINDOWS MOBILE 6 SOFTWARE

本ライセンス条項は、お客様と HTC Corporation (以下「会社」といいます)との契約を構成します。以下のライセンス条項を注意してお読みください。これらのライセンス条項は本デバイスに含まれる本ソフトウェアに適用されます。本ソフトウェアには、本ソフトウェアが記録された別の媒体も含まれます。本デバイスのソフトウェアには、会社によって許諾されたマイクロソフトまたはその子会社のライセンス ソフトウェアが含まれています。

また、本ライセンス条項は、以下の製品にも適用されます。

- 更新プログラム
- 追加ソフトウェア
- インターネットベースのサービス
- サポート サービス

ただし、これらの製品に別途ライセンス条項が付属している場合は、当該ライセンス条項が適用されるものとします。

以下に説明するように、一部の機能を使用することにより、インターネットベースのサービスのために特定のコンピュータ情報を送信することにお客様が同

意されたものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、本デバイス上での使用を含め、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアをデバイス上で使用することはできません。この場合、会社に問い合わせて、お支払いいただいた金額の払戻しに関する方針を確認してください。

注意：本ソフトウェアに音声操作テクノロジが含まれている場合、本ソフトウェアの操作にユーザーは注意を払う必要があります。運転中に道路への注意を怠ると、事故または他の重大な結果を引き起こす可能性があります。偶発的であっても、肝心なときに運転への注意を怠ることは、短い間でも危険です。会社およびマイクロソフトは、運転中もしくは自動車の操作中の本ソフトウェアの使用が合法的、安全であったり、推奨または意図されていることの表明、保証、または他の判定を一切行いません。



91H01139-01M Rev.A

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下が許諾されます。

1. 使用に関する権利。

お客様は、本ソフトウェアを取得したデバイスで本ソフトウェアを使用できます。

2. 追加の許諾条件および使用制限。

a. 固有の使用。会社は、本デバイスを特定の目的で使用するために設計しました。お客様は当該使用目的に限り本ソフトウェアを使用できます。

b. 対象となるマイクロソフト製プログラムおよび追加の必須ライセンス。

以下に該当する場合を除き、本使用許諾契約書の条項は、本ソフトウェアに含まれるすべてのマイクロソフト製プログラムに適用されます。これらのプログラムのいずれかに付属するライセンス条項によって、本ライセンス条項との間に明白な不一致がないその他の権利がお客様に付与される場合、お客様はそれらの権利も有します。

i. 本契約書は、Windows Mobile Device Center、Microsoft ActiveSync、または Microsoft Outlook 2007 評価版に関する権利を許諾するものではありません。これらの製品には別途固有の使用許諾が適用されます。

c. 音声認識。本ソフトウェアに音声認識コンポーネントが含まれている場

合、お客様は、音声認識は本質的に統計的な処理であること、認識の際の誤りはその処理において内在するものであることを了解するものとします。会社、マイクロソフトおよびその供給者は、音声認識処理の誤りから生じた損害については一切責任を負いません。

d. 電話機能。本デバイス ソフトウェアに電話機能が含まれている場合、本デバイス ソフトウェアの一部または全体は、お客様が無線テレコミュニケーション業者（以下「モバイル オペレーター」といいます）とサービス契約を締結もしくは維持していない場合、もしくはモバイル オペレーターのネットワーク設備が停止中、あるいは本デバイスを利用するように構成されていない場合、利用できないことがあります。

3. 使用許諾の適用範囲。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。会社およびマイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用法によりこの権利を超越した権利が与えられる場合を除き、お客様は本契約書で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。次の行為は一切禁止されています。

・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること

・ 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること

・ 本契約書に指定される数を超えて本ソフトウェアの複製を作成すること

・ 第三者が複製できるように本ソフトウェアを発行すること

・ 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸すすること

・ 本ソフトウェアを商用ソフトウェア ホスティング サービスで使用すること

本契約書で定められている場合を除き、任意のデバイス上で本ソフトウェアにアクセスする権利は、当該デバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

お客様は、Remote Desktop Mobileなどのリモート アクセス技術を使用して、コンピュータまたはサーバーから本ソフトウェアにリモート アクセスする際、お客様はマイクロソフトがライセンスに失効リストを含めることに同意したものとします。コンテンツ所有者は、お客様がこれらのコンテンツにアクセスする前に、WMDRM のアップグレードを要請することができます。WMDRM を含むマイクロソフト ソフトウェアは、アップグレードに先立ってお客様の同意を求めます。アップグレードを行わない場合、お客様はアップグレードが必要なコンテンツにアクセスできません。

4. インターネットベースのサービス。マイクロソフトは、本ソフトウェアと共に

インターネットベースのサービスを提供します。マイクロソフトは随時このサービスを変更または中止できるものとします。

a. インターネットベースのサービスに関する同意。本ソフトウェアには、以下に説明するインターネットを経由してマイクロソフトのコンピュータ シス

・ 更新をサポートしていない場合があります。

5. MPEG-4 映像標準に関する注意。本ソフトウェアには、MPEG-4 画像解

読テクノロジが含まれる場合があります。この技術は、映像情報のデータ圧縮のためのフォーマットです。この技術については、MPEG LA, LLC. により以下での注意書きを表示することが義務付けられています。

MPEG-4 映像標準に準拠して本製品を使用することは、以下の場合に直接関連する場合を除き、全て禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用者の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, LLC. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。

・ Windows Mobile Update 機能。Windows Mobile Update 機能には、更新プログラムが使用可能な場合、ソフトウェアの更新プログラムを取得してお客様のデバイスにインストールすることができます。お客様は、この機能を使用しないことも選択できます。会社やお客様のモバイル オペレーターは、この機能もしくはお客様のデバイスの

6. デジタル証明書。本ソフトウェアは X.509 フォーマットのデジタル証明書を使用します。これらのデジタル証明書は認証に使用されます。

7. 接続ソフトウェア。お客様のデバイス パッケージには Windows Mobile Device Center または Microsoft ActiveSync ソフトウェアが含まれています。当該ソフトウェアが含まれている場合、お客様はソフトウェアに付属のライセンス条項に従ってソフトウェアをインストールして使用できます。ライセンス条項が添付されていない場合は、1 台のコンピュータに本ソフトウェアの複製 1 部のみをインストールして使用することができます。

8. ネットワーク アクセス。お客様が企業ネットワークなどのネットワークを使用する場合、ネットワーク管理者によってデバイス上の機能が制限される場合があります。

9. 製品サポート。サポート方法については、会社にお問い合わせください。サポートの連絡先については本デバイス付属の文書をご参照ください。

10. 第三者の Web サイトへのリンク。本ソフトウェアが第三者の Web サイトへのリンクを提供する場合、リンクはお客様への便宜を図る目的のみ提供されます。リンクを埋め込んだとしても、マイクロソフトが第三者の Web サイトを推奨することを意味するわけではありません。

11. パックアップ用の複製。お客様は、本ソフトウェアのパックアップ用の複製を 1 部作成することができます。パックアップ用の複製は、お客様が本ソフトウェアを本デバイスに再インストールする場合に限り使用することができます。

12. ライセンスの証明。お客様が本ソフトウェアを本デバイスにインストールされた状態、CD-ROM またはその他の媒体で入手された場合、本ソフトウェアが正当に許諾されたものであることは、正規のマイクロソフト「Certificate of Authenticity」ラベルが正規の本ソフトウェアに付属していることをもって識別することができます。正規のラベルはデバイス上もしくは会社のソフトウェア梱包に貼付されている必要があります。ラベルが別途付属する場合は、無効とみなされます。お客様が本ソフトウェアの使用許諾を受けていることを証明するため、ラベルが貼付されたデバイスもしくは梱包材を保管してください。正規のマイクロソフトソフトウェアを識別する方法については、<http://www.howtotell.com> をご参照ください。

13. 第三者への譲渡。お客様は、本ソフトウェアを、本デバイス、Certificate of Authenticity ラベル、および本契約書と一緒にのみ、第三者に直接譲渡することができます。譲渡の前に、本ソフトウェアの譲受人は本ライセンス条項が、譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。お客様は、パックアップ用の複製を含む本ソフトウェアの複製を一切保持することができます。

14. 非フォールトトレント。本ソフトウェアは、フォールトトレントではありません。会社は、本ソフトウェアを本デバイスにインストールし、本デバイスでの本ソフトウェアの実行に責任を負います。

15. 使用の制限。マイクロソフト ソフトウェアは不具合に対して自動的に対応できる機能または性能を持たないシステムを対象にしています。お客様は、万一誤作動した場合に人身傷害もしくは死亡につながる可能性のあるデバイスまたはシステムでマイクロソフト ソフトウェアを使用することはできません。使用の制限には、原子力施設の操業、航空機の航行、通信システム、および航空管制が含まれます。

16. 本ソフトウェアの保証なし。本ソフトウェアは、何ら保証のない現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアの使用から生じるリスクは、お客様が負うものとします。他の明示的な保証または条件は規定いたしません。本デバイスもしくは本ソフトウェアに関する保証は、マイクロソフトまたはその子会社が負うことはなく拘束されるものではありません。法律上容認される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証について会社およびマイクロソフトは一切責任を負いません。

17. 責任の制限。マイクロソフトおよびその子会社の責任は、50 米ドル (US\$50.00) を上限とする直接損害に限定されます。マイクロソフトとその子会社の責任は、50 米ドル (US\$50.00) を上限とする直接損害に限定されます。マイクロソフトおよびその子会社の責任は、400 人民元 (RMB 400) を上限とする直接損害に限定されま

す。その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。この制限は、以下に適用されるものとします。

・ 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項

・ 契約違反、保証違反、無過失責任、または不法行為（適用法で許可されている範囲において）

マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合も制限が適用されるものとします。上記の制限は、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められない場合、適用されない場合があります。

18. 輸出規制。本ソフトウェアは米国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法を遵守することに同意されたものとします。これらの法律には、輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限が含まれます。詳細については www.microsoft.com/japan/exporting をご参照ください。